

## 「金沢市中小企業女性がはたらく職場環境整備費補助金」申請要領

### 1. 制度の趣旨

市内中小企業の人材確保と人材定着を図るため、女性の働きやすさの向上や仕事と子育ての両立を目的とし、女性専用施設及び子連れ出勤スペースの整備を実施した企業に対し、補助金を交付します。

### 2. 用語の意義

用 語	説 明															
中小企業	<p>主たる事業に応じて下記の①又は②を満たす法人（法人の種類は不問で、雇用保険の適用がある個人事業主を含みます）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主たる事業</th> <th style="text-align: center;">①資本金の額又は 出資の総額</th> <th style="text-align: center;">②常時雇用する 労働者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業(飲食店を含む)</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">50 人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">100 人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td style="text-align: center;">1 億円以下</td> <td style="text-align: center;">100 人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td style="text-align: center;">3 億円以下</td> <td style="text-align: center;">300 人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下のいずれかに該当する事業主は対象になりません。            ①国、県又は市が出資による権利を有する事業所の事業主            ②暴力団等が経営に関与、又は密接な関係を有していると認められる事業主</p>	主たる事業	①資本金の額又は 出資の総額	②常時雇用する 労働者の数	小売業(飲食店を含む)	5,000 万円以下	50 人以下	サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	卸売業	1 億円以下	100 人以下	その他の業種	3 億円以下	300 人以下
主たる事業	①資本金の額又は 出資の総額	②常時雇用する 労働者の数														
小売業(飲食店を含む)	5,000 万円以下	50 人以下														
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下														
卸売業	1 億円以下	100 人以下														
その他の業種	3 億円以下	300 人以下														
女性専用施設	<p>女性従業員専用の以下の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ</li> <li>・洗面所</li> <li>・更衣室</li> <li>・シャワールーム</li> <li>・仮眠室</li> <li>・授乳室</li> <li>・搾乳室</li> <li>・その他市長が適当であると認めるもの</li> </ul>															
子連れ出勤スペース	<p>未就学児及び小学生の子どもを連れて出勤した際に子どもが一時的に滞在する場所</p>															

### 3. 対象

補助金は次の(1)～(7)のいずれにも該当する事業主に交付します。

(1) 本市の区域内に事業所を有している事業主であること。

※整備実施場所が本市の区域内であれば、主な事業所の所在地は問いません。

(2) 女性専用施設及び子連れ出勤スペースを新たに設置又は改修すること。

ただし、新規事業所の開設、事業所全体の新築・改修・増築に係る整備は対象外とする。

- (3) 雇用保険の適用事業主であること。
- (4) 従業員のうち女性の割合が4割以下であること。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。
- (6) 暴力団（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有しないこと。
- (7) 本市が行う啓発事業に協力することに同意すること

ただし、次の(1)、(2)のいずれかに該当する事業主は対象外となります。

- (1) 市税を完納していない者。
- (2) 当該補助金の交付の対象となる設備等の工事に関し、この要綱又は他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた者。

#### 4. 対象経費

女性専用施設及び子連れ出勤スペースの設置又は改修工事に要する経費が対象です。（既存の男性用又は男女兼用の施設を男性用と女性用とに分ける場合の男性用施設の整備を含みます。）

#### 5. 補助金額

**対象経費の合計額の1/2 上限50万円**（1万円未満切捨）

※対象経費の合計額が10万円に満たない場合、対象外となります。

※市は、対象経費の総額が80万円を超える場合、見積書記載の金額が適正か「単価審査」を行います。見積金額が単価審査の金額を上回る場合、「単価審査」の金額が補助金額となります。なお、「単価審査」の内容についての問い合わせには回答できませんのでご了承ください。

#### 6. 申請期限

毎年1月末まで（月末が土日祝日の場合は、前の平日まで）

※工事は2月末までに完了してください。

#### 7. 申請の流れ

12月末までに	「金沢市中小企業女性がはたらく職場環境整備補助金交付要望書」に次の書類を添付して提出してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・履歴全部事項証明書</li><li>・事業所別被保険者台帳写</li><li>・建物の所有権又は賃貸人の同意の証明写</li><li>・対象経費のみ記載された業者見積書（任意様式）</li><li>・「補助執行にかかる見積書の審査について（依頼）」（様式あり）</li><li>・工事箇所（マーカー等で明示）の詳細平面図（任意様式）</li><li>・施設全体の詳細平面図（任意様式）</li></ul>
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着工前写真（任意様式）</li> </ul> <p>※ 要望書を提出された場合でも補助対象とならない場合があります。</p>
約1カ月	<p>市は、提出された要望書をもとに、現地で工事箇所等の確認を行い、交付予定額を内示します。</p> <p>※ 内示後の工事内容変更、それに伴う補助金額の増額はできません。</p>
1月末までに (土日祝日の場合は前の平日まで)	<p>「補助金交付申請書」(様式あり)に次の書類を添付して提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市税納税状況調査同意書」(様式あり、押印及び原本提出必要)</li> <li>・誓約書(様式あり)</li> <li>・承諾書(様式あり)</li> </ul>
約1～2週間	<p>市は、「補助金交付申請書」を審査し、「補助金交付決定通知書」を送付します。</p>
整備開始	<p>送付された「補助金交付決定通知書」を確認のうえ、整備を実施してください。補助金交付決定前の工事には補助金が交付できません。</p> <p>※対象経費の総額か内訳に20%以上の変更があった場合、「変更申請」が必要です。なお、対象経費が増額した場合でも、補助金額の増額はできません。</p>
完了後 15日以内	<p>「補助金実績報告書」(様式あり)に次の書類を添付して提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事後写真(任意様式)</li> </ul> <p>※工事前写真と同枚数を同角度にて撮影してください。 工事前写真との比較ができない場合は再度撮影いただくことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者からの請求書(写し)(任意様式)</li> <li>・業者へ支払った際の領収書(写し)(任意様式)</li> </ul>
実績報告後	<p>市は、申請どおりの工事が行われたことを現地で確認します。</p> <p>適正であると認めた場合、補助金額を確定し「補助金額確定通知書」を送付します。</p>
補助金額確定後	<p>金沢市あての「請求書」(様式あり)を提出してください。</p>
	<p>市は、「請求書」の内容を確認し、補助金を指定口座に振り込みます。</p>

## 8. 取得財産等の処分の制限

申請書類を受理後、内容の確認及び対象要件を満たしているかの審査を行い、助成金等の交付の可否を決定し、申請をした方に通知します。

## 9. 啓発事業への協力

本助成金の交付を受けた方には、市の啓発事業への協力をお願いします。